

東京大学史料編纂所蔵「加々山文書」

松澤克行

で、ここでは述べずに省略したい。

加々山可政は細川家臣であり、忠利の側近の一人である。熊本藩士の家譜を集成した「先祖附」²⁾によると、可政は細川家臣加々山源左衛門(五百石)の第三子として生まれ、細川家の豊前時代に忠利の児小性として召し出され、父とは別に三百石を給された。後に加増を重ねて千五百石となり、小性頭を勤めている。忠利から信頼を得ていた様子が窺える。没したのは、寛永二十年(一六四三)九月である。「先祖附」の可政の項には(細川忠興)「(細川忠利)妙解院様・真源院様御用之御書并御懇之御直書共、数多今以所持仕居申候、」とあるが、本所で購入したものは、まさしくそうした「御用之御書」「御懇之御直書」のうちの三十二点なのである。

ところで、忠興・忠利・光尚の文書としては、財団法人永青文庫が原本を所蔵し、本所が『大日本近世史料 細川家史料』(以下『細川家史料』)として順次編纂・出版しているものや、藩政時代の宝暦・天明年間に熊本藩士小野武次郎が編纂した細川家の家史、『綿考輯録』³⁾(『細川家記』)に収載されたものが夙に有名であり、研究者によって利用されてきた。このうち『綿考輯録』には、家臣に宛てた忠興・忠利・光尚の文書も収録されており、当文書群との関係も気になるところである。そこで同書を通覧してみたところ、全三十二点の内、寛永十五年の文書四点は掲載されているものの、他の二十八点は未採録であることが確認された。この二十八点に

本稿で紹介するのは、平成十年(一九九八)に本所が熊本の古書肆舒文堂河島書店より購入した、細川忠興(永禄六、正保二、一五六三、一六四五)・忠利(天正十四、寛永十八、一六四九、一六四九)の文書三十二点である(架番号〇六七一一二四)。

内訳は、忠興文書一点、忠利文書二十八点、光尚文書三点であるが、自筆を含む藩主の原文書が、これだけまとまっているのは珍しい。また、整理の結果、そのほとんどが新出であることも判明したので、今回この場を借りて、全文書を翻刻し紹介することにした次第である。

さて、この文書群の経歴であるが、舒文堂店主の河島一夫氏によると、平成五、六年頃、旧熊本藩士の加々山家から文書が出、そのうちの百点余を購入したのだという。その後、諸方に売却もしたが、縁あって、当時待買していたものを本所に納めたとのことである。たしかに、本文書群のうち宛所があるものには、一点を除いて必ず加々山主馬(可政)が含まれている。したがって、当文書群が加々山家に旧蔵されていたものであると判断し、「加々山文書」と名付けることが妥当であろう。

差出の細川忠興・忠利・光尚は、近世前期に豊前小倉藩三十九万九千石、次いで肥後熊本藩五十四万石を領した三代の大名である。この三代の略伝や時々の政治的動向などについては、既に山本博文氏の著述があるの

は、肥後入国や、忠利から光尚への代替わりに際するものなど、本来『綿考輯録』に収められて然るべきものも含まれている。『綿考輯録』は、平野長看撰『御家譜』などを参考にし、それらを取捨選択して編纂されているので、その過程で落とされてしまったのであろうか。それとも、『御家譜』など先行する参考文献が編まれた際、既に採用されなかったのであろうか。その間の事情は未詳である。

いずれにしても、「加々山文書」にはこの様に多数の新出史料が含まれており、『細川家史料』や『綿考聚録』などと相補い合い、特に忠利の動向や政治感覚、彼を取り巻く状況などを窺い知ることができる、貴重な文書群であると言えることができる。

二

次に、翻刻の順に従って、各文書の概要を示すことにしたい。翻刻は忠興・忠利・光尚ごとにまとめ、年次の推定できるもの、月日のみ明らかなもの、年月日未詳のもの、の順に配列した。

A 細川忠興文書

1は、細川忠興の自筆書状案である(口絵)。忠興と忠利の筆跡は酷似しており、どちらの書かを判別するのは困難な程であるが、文中に「越中守(細川忠利)ニ申聞候」とあることから、忠興のものだと判断した。切紙の表裏に、「五郎左衛門尉殿」から「宮内様」への詫び言の件について書き記されており、忠興からこの出入りの関係者に送られた書状の案文であると考えられる。文中、忠興とともに、忠利もこの出入りの扱いに関わっていることが分かるので、忠興が書状を差し出す前に、その案文を忠利に届けて見せ、それが何らかの理由で、忠利側近の可政のもとに留められ、加々山家に残されたのではないかと考えられる。

B 細川忠利文書

2から4の書状は、いずれも月付が閏八月となっている。忠利の存命中、閏八月が存在するのは、慶長九年(一六〇四)と元和九年(一六二三)の二年だけである。2から4には「越」の署名が見られるので、いずれも忠利が名乗りを内記から越中守に改めた、元和八年十二月以降のものである。したがって、この三通は、元和九年のものであることが確定する。この年の六月、將軍徳川秀忠と世子徳川家光の上洛が行われ、七月十七日、京都で家光に將軍宣下が行われた。忠利は江戸に居たが、扈従のため五月に入京。暫く留まって、將軍宣下が終わった後、閏八月一日に京を発って小倉へ帰国している(一二二号、一二八号⁶⁾)。したがって、いずれも国元から在京中の可政等へ送られたものである。伊丹康勝への状の送り方や(2)秀忠への進物の処理について(3)細々と指示していることなどからは、忠利の几帳面な性格が窺える。

5の書状では、「二条方申来候」、すなわち二条城より連絡があったとあるので、忠利が在京していることが分かる。しかも、二日後に將軍へ、三日後に大御所へ、それぞれ御礼を述べる予定であることから、大御所と將軍も上洛していることが分かる。そこで、「越」と署名されているので、前述の基準によって元和八年十二月以降、大御所と將軍が八月に上洛しているケースを探してみると、元和九年と寛永三年の二ヶ年が候補となっている⁶⁾。ここで『徳川実紀』を参照すると、寛永三年、八月十八日に大御所秀忠と將軍家光がそれぞれ左大臣と右大臣に昇任し、二十七日に家光(淀在城)へ、二十八日には秀忠(二条在城)へ、諸大名から御礼がなされており、本状の「廿七日ニ將軍様へ何も伺公いたし官位之御礼可申上」「廿八日ニ大御所様へ御礼可申」という内容と一致する。そこで、同年のものであると確定することができる。

6は、堅紙の表裏に、忠利の自筆で文章が認められている(口絵)。岡

山藩の牢人と思われる「へつしよ主計」の召し抱えの件で、岡山藩主池田忠雄の重臣である荒尾志摩守嵩成に、叶え難き旨、弁解したものである。

文中、「口上ニこと申候てはいかゝと、覚書にて如此候」とあるが、別に「何もかもあり様ニしま殿へ申入候よし、可申候」とある様に、荒尾へ送られた覚書そのものではなく、荒尾へ申し入れる内容を指示した文書であることが分かる。こうした文書を、細川家で当時何と称していたのかは未詳であるが、例えば薩摩藩では、藩主の指示を伝える文書を「仰出御書付」と称している。そこで、本稿ではそれを参考に、忠利の指示が記されたメモ的な文書を、姑く「細川忠利御書付」としておきたい。なお、池田忠雄を「宰相殿」と称していることから、彼が参議に任ぜられた寛永三年八月十九日以降、没する寛永九年四月三日までのものであるので、この位置に収めた。

7から9は、肥後藩主加藤忠広が改易され、その跡に忠利が転封される前後のものである。

7の書状は、仙石久隆が小倉まで帰るための馬の用意を申付けていることから、忠広の改易後、久隆が板倉重昌と共に忠利の肥後転封上使として九州に出向いた、寛永九年のものであることが分かる。上使兩名は、十一月二十日に小倉に着し、二十三日には同地を発つ。熊本へは二十六日に着している(五五四号・一七七二、三号)。忠利は十月四日に肥後転封を仰せ出されて十月十五日に江戸を発ち(『綿考輯録』)、十一月十日に小倉に到着している(一七五一号)が、久隆の使者が小倉を訪れた時は、生憎鷹野に出て小倉を不在にしていたようである。そのため、使者の接待や留守の理わり方について指示を与えたのである。

8の書状は、忠利の肥後転封後に旧領豊前へ入る小笠原忠真の名前と、国元の惣庄屋への貸し米の処理について書かれていることから、やはり、寛永九年のものであると判断できる。

9は、「只今熊本へ著候」とあり、日付が十二月九日であること、忠利肥後転封の上使、仙石久隆と板倉重昌の名前が見えることから、寛永九年十二月九日、熊本入城当日に書かれた書状となってくる。

10の書状は、神原職直を「神飛」と記していることから、職直が飛驒守に叙任された、寛永九年十二月十五日以降のものである。二つ目の一ツ書には、職直が五月二十八、二十九日に江戸を発ち、六月八、九日に京着するであろうことが記されている。そこで、『徳川実紀』等を手懸かりに、職直の動向を確認してみると、五月末から六月にかけて江戸から京都へ移動しているのは、長崎奉行として同十一年、同十二年、同十三年に任地へ赴いた時のいずれかとなってくる。また、本状の追而書と八つ目の一ツ書には、忠興が豊前経由で九州へ八代から移動することが書かれている。右の三つの候補のうち、忠興が五月末から六月にかけて八代より移動しているのは、寛永十一年、將軍家光の上洛に伴っての際だけである。よって、本状は同年のものであると判断される。この年五月十八日、職直は長崎奉行に任ぜられており、任地に赴くために京都を通過したのである。忠利は職直とは親しい間柄であったので、彼が長崎へ赴くために種々の手配をしているのである。なお、追而書にある「有間」とは、湯治場として有名な、摂津国の有馬である。忠利は、家光の上洛に先発して五月九日に江戸を発ち、二十一日には京の上鳥羽の宿所に入るが、痰気を発したため、養生のために二十八日より有馬に入湯し、十四日後の六月十二日に上鳥羽へ帰っている(『綿考輯録』)。本状四つ目の一ツ書は、このことを記したものである。

11は、父忠興をはじめとする親族への音信を記した自筆の注文である。忠利の妹万の母明智氏が、寛永十二年十一月十九日に没している(『綿考輯録』)ので、この位置に収めた。

12は、鷹を日向守(水野勝成か)に贈ることなどを指示した書状であ

る。光尚のことを「肥後」と呼んでいることから、彼が肥後守に叙任された、寛永十二年七月二十三日以降のものである。また、細川家臣である平野太郎四郎の名前が見えるが、彼は同十五年二月二十七日、島原の乱で討ち死にしている(『先祖附』)ので、それ以前、同十四年までのものとなってくる。そこで、今はこの位置に収めた。

13、16は、前述した、『縮考輯録』に寛永十五年として収録されているものである。『細川家史料』所収の文書内容との矛盾もないことから、同年の書状であることは確実である。今回、原本と『縮考輯録』の記事を校合したところ、後者には編纂時における誤写等と思われる箇所が見られたので、本稿ではあらためて全文を翻刻した。

さて、寛永十五年の島原の乱で、細川家は二月二十七日に本丸へ一番乗りして大功を挙げたが、江戸では細川家を妬む者もあり、忠興は、手柄話などはせず上使の將軍への報告を待つよう、忠利に忠告している程である⁽⁹⁾。13の六つ目の一ツ書や14の三つ目の一ツ書などからは、当時のそうした状況を背景に、忠利が論功の行方を気にしていた様子を窺うことができる。特に黒田忠之は、本丸一番乗りと誤解して上使にその旨を注進しており(直後に誤りであることは明らかとなるが)、上使がいまだ凱旋していない江戸では、情報が錯綜していた様子も窺える(13の六つ目の一ツ書)。忠利は、將軍家光の信任厚い柳生宗矩が、忠之と親しいことを気にかけていたが(13の十二番目の一ツ書)、宗矩は島原での働きを將軍へ十分に披露するなど、ことのほか細川家に対して好意的であった。そのため、忠利は光尚に宗矩への音信を欠かさぬように指示している(一二四〇〜四一四一号)。15の二つ目の一ツ書は、そうした背景によるものである。16は、『縮考輯録』に「六月、江府の御留守居に金子被下候節、加々山主馬に被下廿五日之御書」と注され、収載されているものである。「先祖附」にも同様の記事が見え、加々山家にとっては重要な文書であったことが窺える。

17は、加々山忠澄・野々山兼綱の名前と、九州諸大名の島原、あるいは小倉への召集から、寛永十七年五月十七日、交易の再開を求めてマカオからのポルトガル船が長崎に着岸したことに関するものであり、同年の書状であることがわかる。

18から24は、年末詳のものである。

18は、前年十二月十日付の加々山可政の書状を見たという、忠利の返状。19は、本状に添えられた追而書である。光尚を「肥後」と呼び、また亀井茲政の能登守叙任が寛永十二年十二月晦日であることから、翌十三年以降のものである。20は、領内の堤普請の検分などを指示した書状である。肥後飽田郡にある河尻の地名が見えることから、忠利が肥後に転封された寛永九年十二月以降、すなわち翌十年以降のものであると判断される。

21は、萩原兼従の知行地の事と朝廷への出仕について、將軍への取成しを幕府の年寄である酒井忠勝と土井利勝へ頼む旨、親しい旗本の伊丹康勝への申し入れを指示した書状である。兼従は公家の吉田兼治の子で、祖父兼見の養子となり、萩原を称して豊国社の社務を務めた。豊臣氏の滅亡によってその職を失ったが、その後、元和二年、幕府より豊後に千石の知行を与えられた⁽¹¹⁾。萩原家は、寛文期にも豊後速見郡で千石を領している(『寛文朱印留』)ので、元和当時の知行地も速見郡にあったのではないかと推測される。もっとも、知行地の蔵納には萩原家はタッチせず、速見郡を領した細川家、次いで小笠原家(杵築藩)から、相当分の米を受け取るだけであったことが、この文書から窺える。また、兼従は当時公家としても認められておらず、身分的にも中途半端な状況であったことが窺える。忠利は兼従と縁戚関係にあったので、こうした状況を改善してやろうと、以前は將軍家光の出頭人である稲葉正勝に相談し、そして今度は酒井と土井に働きかけようとしたのである。小笠原氏(忠知)が豊後に入国してい

ることから、寛永九年十二月以降、すなわち翌十年以降のものであることなる。

22は、来年の公儀手伝普請に際して派遣する家臣の入用の檢出について、国元年寄の方針を修正するよう指示した書状である。手伝普請は、寛永十三年の江戸城石垣普請でもあろうか。今は未詳である。23は、詳細は不明であるが、公家の近衛信尋に何事かを申し入れるよう、指示した書状である。阿野実顕は近衛家の家礼であり、また忠利と縁戚関係にある吉田兼治の女を室としている(『系図纂要』)ことから、信尋への取次を期待されているのである。また、追而書に、忠利室の「気のちがひ」「氣随」の樽が京中に流れていることが記されている。花押の形態が、2と4の元和九年のものと同じなので(一四六頁、図Ⅲ参照)、あるいは元和八年、病のため、忠利室の国元から江戸への移住を延期したことが、京都で取沙汰されていたのかもしれない。しかし、未詳である。24は、肥後国拝領の祝儀振舞の件で、幕府年寄の土井利勝に指示を仰ぐよう指示した、自筆の御書状である。なお、肥後拝領が記されているので、転封を命ぜられた寛永九年十月四日以降のものである。

25から29は、年月日未詳のものである。

25は、金の銚子と提子の仕立て直しを指示した、自筆の御書付。26は、弟立允の無事を知り、安堵したことなどを記した自筆書状である。27は、榊原職直と豊後目付に贈る蜜柑について指示した、自筆の御書付である。蜜柑は八代蜜柑であろうから、忠利が肥後に転封された寛永九年以降のものではなからうか。28は、振舞か茶会かの客組を記した自筆の書上である。「中なこん殿」は、忠利の妹彌々を娶った、公家の烏丸光賢でもある。29は、加々山可政宛ではなく、七左衛門(忠利の小姓組番士浅野氏か)宛である。可政宛の書状を届けるよう七左衛門に指示した自筆御書付であり、書状とともに可政に届けられ、加々山家に残されたのであろう。

C 細川光尚文書

30の書状は、光尚が「六」と署名していることから、元服して肥後守に叙任された、寛永十二年七月二十三日以前のものである。現在知られている光尚の書状は数が少ない上、「六」時代のものは特に珍しく、花押も据えられていることから、貴重な一点である。

31は、光尚の「光利」時代の書状である。五つ目の一ツ書に、十一月二十八日、細川家の重臣松井寄之(実は忠利弟、光尚叔父)に息子(直之)が誕生したことが書かれている。『松井家譜』によると、直之の誕生は寛永十五年十一月二十八日なので、書状の日付と考え合わせると、同十六年のものとなる。この年、光尚は二十歳。父忠利の指示を受けながら、江戸での社交を着実にこなしている様子が、この書状から窺える。

32は、光尚の「光貞」時代のものである。一つ目の一ツ書で、国元の仕置は忠利の時と同様に行うべきことが示されていることから、寛永十八年三月十七日に忠利が没した直後、加々山可政等六人の忠利側近に心得を示したものであると判断される。光尚は同年五月四日に遺領相続を仰せ出されるが、それに先立って、新国主として亡父の遺臣に臨み、彼等の引き締めを行っている様子が窺える。

三

最後に、書跡と花押について、少しく触れておきたい。

まず、書跡についてであるが、自筆と断定できるものが、忠興一点(1)、忠利八点(6・11・24・25・26・27・28・29)、合わせて九点確認することができた(口絵に1と6を掲載)。また、現時点では断定を留保したものの、忠利文書のうち、2と5・7・12・18・19・23の九点は、自筆の可能性があると考えられる。まず、このうち2と5・23の九点は、書風から一人の手によるものであると判断できる。よく知られた忠利の肉太



図I (寛永三年)八月廿五日 細川忠利書状(5号文書)

の筆致(口絵参照)とはやや異なるものの、彼の書き癖に類似した点が所々に見られ、右筆書のように定型化されていない自由な筆勢も、全体から窺える。5などは、正文でありながら、補入や二行余にわたる抹消が施されており(図I)、右筆書であるとは考えにくい。忠利が自ら筆をとって認めた可能性が強いのではなからうか。また、7・12・18・19であるが、こちらは料紙が小型の切紙であることに注目した。一体、右筆に小切紙などへ書かせたりするものなのであろうか。肉太の典型的な筆跡とは異なるが、やはり忠利らしい癖は認められる。忠利がありあわせの紙に認めたと考えるのが、自然なのではなからうか。書風というものは、小堀遠州に見られるように、一人で同時期に複数をもつ例もある¹⁴⁾。したがって、忠利がよく知られたものの外に、書風をもっていたとしてもおかしくない。そこで、右のような推測を試みたのであるが、いかがであらうか。全文書の図版を掲げられないのは残念であるが、大方の御意見を待ちたいと思う。

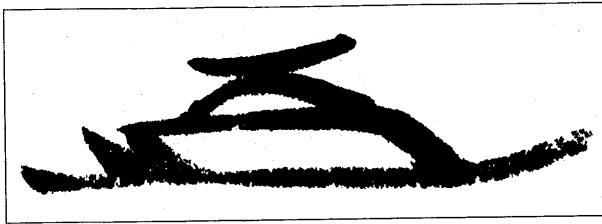
次に、花押についてであるが、忠利文書に十三点、光尚文書に三点、花押が据えられていた。忠利文書については、ローマ字青印が捺されたものも一点ある。忠利と光尚の花押は、『細川家史料』十三〜十五に、寛永期のものでサンプル提示されており、特に忠利の花押については、形状から1・2・3型の三種類に分類・整理されている。今回「加々山文書」から採集された忠利の花押のうち、8・20は1型、14・18は2型、10・13・15・16・17は3型に当たり、それぞれ既知のものである(図II)。しかし、2・4・23の花押は、元和期、あるいは同期と推測されるものであるため、『細川家史料』ではカバーされておらず、新出のものである。年代の明らかでない忠利花押の新サンプルとして、貴重なものとなってくる(図III)。光尚の花押については、31・32の花押は、『細川家史料』掲載のものと同じタイプのものであるが(図IV)、30の「六」時代の花押は新出のものである(図V)。年末詳ではあるものの、貴重な採集をすることができた。



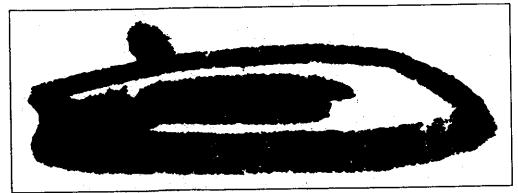
2 (元和九年) 閏八月十五日



8 (寛永九年) 十二月六日 (1型)



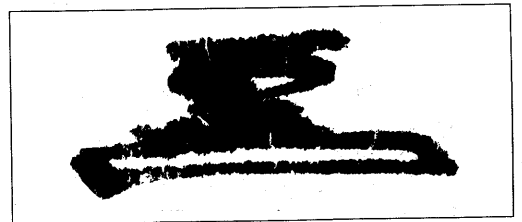
3 (元和九年) 閏八月廿日



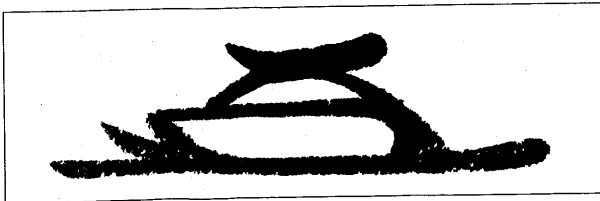
14 (寛永十五年) 四月十二日 (2型)



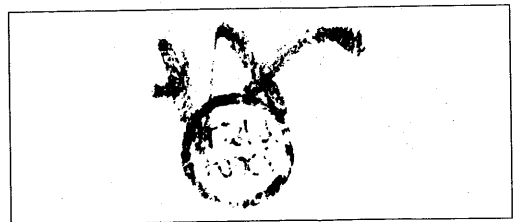
4 (元和九年) 閏八月廿一日



10 (寛永十一年) 五月晦日 (3型)



23 年未詳 十一月八日



9 (寛永九年) 十二月九日

図Ⅲ 細川忠利花押 (原寸)

図Ⅱ 細川忠利花押(1~3型)・ローマ字青印(原寸)



31 (寛永十六年) 正月五日

図IV 細川光尚花押 (原寸)



30 年未詳 二月廿三日

図V 細川光尚花押 (原寸)

なお、「加々山文書」の現態は、ほとんどが未装(マクリ)の状態であり(二十六点)、四点(2・19・27・30)が台紙貼り、二点(15・16)が軸装されている。表装の基準や時期は不明である。未装のものに文字のカスレや虫損が見られるものの、保存状態は比較的良好である。料紙はすべて楮紙である。

〔註〕

- (1) 山本博文『江戸城の宮廷政治―熊本藩主細川忠興・忠利父子の往復書状―』(読売新聞社、平成五年)。
- (2) 永青文庫所蔵、熊本大学附属図書館寄託。
- (3) 細川護貞監修、石田晴男他編で、『綿考輯録』一〜七(汲古書店、昭和六十

三年〜平成三年)として刊行されている。

(4) 土田将雄『綿考輯録』の成立と編者』(綿考輯録』第二巻、汲古書院、昭和六十三年)。

(5) 以下、本稿で特に断らなければ、番号は『細川家史料』の細川忠利文書のものである。

(6) 元和九年は、前述の通り在京中に家光に將軍宣下がなされ、秀忠は大御所となっている。

(7) 山本博文「薩摩藩政文書の古文書学的考察」(『舊記雜録月報』二〇、鹿児島県立歴史情報センター黎明館、平成十一年)。

(8) 五月二十九日に八代を出立し(七二四号)、六月二十日に京着している(『綿考輯録』)。

(9) 山本博文前掲『江戸城の宮廷政治』、三二七〜三三三頁。

(10) 「先祖附」には、「島原御陣之節者江戸御留守居詰被仰付、御帰陣之上、段々御懇之被成下御直書、金子等被為拜領候、」と見える。

(11) 『舜旧記』(史料叢集) 元和二年十一月二十日条。

(12) 忠利の叔母が、兼従の父吉田兼治に嫁している(『細川家系図便覧』、東京大学史料編纂所所蔵、架番号一〇七五―一三三四)。

(13) 東京大学史料編纂所架蔵謄写本、架番号二〇七五―二〇四。

(14) 波多野幸彦「小堀遠州の手紙―書の遊び心―」(『書の文化史―書状に見る人と書―』、思文閣出版、平成九年)。

〔釈文〕

凡例

- 一、漢字は常用漢字を用い、変体仮名は現行の仮名等に改めた。
- 二、文中に適宜読点・並列点を施し、誤字等は「」で傍註を付した。
- 抹消は左傍にくを付し、塗抹は■を、判読不能箇所は□をもつて推定字数分を表した。
- 一、文書ごとに（）で人名註を付した。

1 細川忠興書状案（切紙、自筆）

縦三四・〇〇
横一八・七〇

御書付之通、則越中守ニ申聞候、

一々得其意申候よし被申候、五郎左衛門尉殿へ□ノ事、以来宮内
 様へ御わひ事之時のためニ候間、必ましへ候、兵部殿へ五郎左衛門尉殿御
 書付之ことく大坂にて可仕候間、其段兵部殿御はからい次第との事にて
 候、五郎左衛門尉殿御わひ事の事申候事ハ安御さ候へとも、御同心不参候
 時之儀ハ、越中可仕様無之候間、右方其段可被仰よし被申候、兵部殿之義
 も、丹後様へ被得御意候へとも候上ハ、心安存候間、○直御書之ことくニ〇
 被仕、ろう人分ニ可被仕よし被申先内へよひ可申よし被申候、面上ニ
 可申入候、

2 細川忠利書状（折紙）

縦三二・四四
横四七・〇〇

一儀何とすミ申事候哉、正源院ハいか、□か様御用外ハある
 ましく候間、そつ殿ニもせいを御入候て可被下候よし、可申候、以
 上、

此状共可相届候、喜介殿への状ハ態封すニ遣候、其元ニいまた御入候者、
 封候而可届候、はや江戸へ御下候者、其儘善大夫ニ相渡、江戸へ可遣候、
 其外之状とも、江戸へ被下候衆候ハ、江戸へ可遣候、上方之状何も可
 相届候、謹言、

元和九年
閏八月十五日

越
忠利（花押）

富田十大夫殿
加々山主馬殿

追而申候、当月廿日ニ役者迎ニ舟を上候、晦日ニ必大坂へ参候、理ニ
 可申触候、下候者之書立別紙ニ遣候、以上、

3 細川忠利書状（折紙）

縦二九・一〇
横四六・五〇

尚々、女とも上候舟の儀、来月へ入可申候、京ニ申付候道具、弥出来
 仕候やうに可仕候、女共下用意の事にて候、又女共乗候舟、もとりに
 愛宕へ壺取可下候間、九月十日比ニ吉田まで成共淀まで成共下候様ニ
 仕候而置可申候、斎壺も下可申候、委細口上ニ申候、以上、
 一筆申候、役者とも、又玄蕃殿・将監など乗候舟差上候、先書ニ書付差上
 候へとも、又書付遣候、当月中ニ舟ニ被乗候様ニ可仕候、又小倅之儀、終
 二何とも不申越候、いか、仕候哉、又□方様いまた御逗留候者、菓子な
 と上候間、可然様ニ仕、上可申候、又大炊殿其外も見合可申候、はや還御
 候ハ、八条様・関白様・休無様へ見合、上可申候、為其、判紙五枚遣
 候、舟之上乗、不破半右衛門・乃美久兵衛遣候、船中賄不自由ニ無之様ニ
 兩人ニ可申渡候、酒など取分念を可入候、謹言、

元和九年
後八月廿日

越（花押）

加々山主馬殿

追而申候、八条様へ進物上候ハ、状をハ野尻左衛門尉所への状ニ
仕、上可申候、又(前説)関白様への進物(前説)浅山兵部への状ニ可仕候、

4 細川忠利追而書 (切紙)

縦一八・二寸
横五三・六寸

以上、

追而申候、(立花茂徳)立飛州方彼一儀ニ付而、知足院へ状參候、又八幡式部卿所へ
之文箱、是又知足院へ飛脚を召連持參申、飛驒殿御書中尤との儀候者、
我等此飛脚之内一人、式部卿所へ飛驒殿御飛脚ニして可遣候事、

一、彼小姓、我等故ニ迷惑仕様ニ成たり候へハ、とかくすてををかられず候
事ニ候間、ながくもミしかくも知足院と相談可申候、只今までハ正源
院・帥才覚にて、(秀政)中坊口を待候事、

一、只今飛脚三人差上候、此内一人ハ飛驒殿方の飛脚、一人ハ正源院へ遣
候、一人ハ(論事)沅西堂へ遣候、此三人之飛脚之内、一兩人も彼小姓奉公人ニ
ノ置候而能候ハん哉、かたく豊前之ものにて無之段ハ申付候、又儘成も
のにて候、然とも、在所之ものも不審をたて候様ニ候者いか、ニ候間、
人に事もかけず候ハ、不人事かとも存候、其段、西堂と相談可申候、
一、三人之飛脚之内一人ハ奈良へ參、返事を取、直ニ下はすにて候、
一、寺侍ニ書状并和泉殿への案紙見申候、いつれもの御分別にて候へ共、是
ハ中々下の才覚にて候、とかく正源院・帥被仕様よきかと存候、謹言、
閏八月廿一日
(元和九年)

加々山主馬殿

越 (花押)

5 細川忠利書状 (折紙)

縦一七・六寸
横五二・七寸

猶々、右之分、よくくかつてん申て、丹後殿へ可申候、御さしつを

ちかへ候にてハ無之候、其あちニも則可申候、以上、

書状見申候、淀へ之事、明日 御目見ニ可參由丹州被仰候由、(龍澤)○只今ニ二条
方申来候ハ、廿七日ニ(徳川家光)將軍様へ何も伺公いたし官位之御礼可申上由、申来
候、(論事)切廿八日ニ大御所様へ御礼可申上之由ニ候、用ニ付明日(上井利勝)大炊殿へ可參
由申入而候間、右之段只今の儀ニ候間、丹後殿此儀御存知なき以前ニ可為
御差図候間、此段丹後殿へ可申候、左候者、廿七日之朝稲内匠殿へ可參
候、若御差合も候者、明日返事可申越候、以上、
(寛永二年)八月廿五日

越

加々山主馬殿

冲津弥五右衛門殿

6 細川忠利御書付 (堅紙、自筆)

縦二九・〇寸
横四五・七寸

覚

一、へつしよ主計事、御かまいも無之候間、我々国に存候者も有之間、下て
い申度候よし申候、国にい申候内つゝき申ましく候間、ろう人分にてミ
つきも仕候へと申、くるしからざる人ニ御さ候哉、

一、主計おや御入候よしニ候、これハととハリ不申候へハならざる仁にて候
よしニ候、主計やしない不申候へハなり不申よし申候、さやうニ候へ
ハ、子をなづけにしてかへ候様ニ宰相殿思召候ハんと存候、くるしか
らざる様子ニ哉承度候事、

一、主計もつほうなとよく申候つる人之よしニ候、さやうの事、家中之者
にもミせ申度候の事にて候故、我々ためにハ主計計にてすミ申候故、お
やを少もかへ申度わけ一切無御座候、然とも、主計、右之ことくニ申
候間、いかしたる事にて哉承度候て、如此候、(荒尾高政)あらを殿御分別にてす
ミ申候事ニ候ハ、可申承候、さなく候ハ、宰相殿へ内儀を御うか

い候て可被下候、かやうニ申候も、懸御目申候ニうしろくらキ仕合之様
ニなりてはいかゝと存、何もかもあり様ニしま殿へ申入候よし、可申
候、口上ニこと申候てはいかゝと、覚書にて如此候、必々少もく幸相
殿御心かかりたるへキと思召候ハ、御内儀にても被仰候ましく候、ろ
う人分にて中々かへ申ましく候事、

以上、

7 細川忠利書状 (切紙)

縦一六・七種
横二四・八種

仙石殿之使遙々被參候間、廿七日ハ風呂などへ入、小袖・道服遣、小倉迄
返り候馬、入程申付可遣候、其元ニ逗留中、振舞以下下々迄念を入可申
候、使へ可申ハ、国なかへ鷹野ニ罷出居候故、使へも相不申候、又罷帰候
て相可申ハ隔心かましく候故、使へも相不申候由、可申候、以上、

霜月廿六日
越

加々山主馬殿

8 細川忠利書状 (折紙)

縦三二・二種
横四九・七種

以上、

態以繼飛脚申候、惣庄屋共事之外精を出候、其上右近殿ためニても候間、
我等手前々之借米之分ハ、一国之惣庄屋ニ不殘可遣候、此段可申渡候、謹
言、

寛永九年
十二月六日
越 (花押)

田中兵衛殿
横山助進殿
加々山主馬殿

丹羽龜丞殿

9 細川忠利書状 (切紙)

縦三三・四種
横五〇・二種

尚々、内膳殿・大和殿へ態飛脚進之候由書申候間、可得其意候、以
上、

只今熊本へ著候、就其、板倉内膳殿・仙石大和殿へ状進候間、可相届候、
両人之衆はやく御上候ハ、申付候通ニ音信之物相調、使者進之候由申候
而可遣候、使者無之候ハ、郡奉行共之内にても可申付候、以上、

寛永九年
十二月九日

加々山主馬殿

越 ㊦ ○ローマ字書印、印文「Takatori」

10 細川忠利書状 (折紙)

縦三二・四種
横四六・五種

尚々、不及返事候、以上、
又、三斎様御上候ハ、舟ともあまた可參候、左候ハ、何も自由た
るへく候、以上、

又申候、三斎様御著候而御氣嫌よく候通、有間へ可申越候、為其、使
付置候由申候而、左右を可申候、

飛脚を以申候、

一、此稱飛脚之状被上候間、道へ其元ハ飛脚向人ニ而相次第ニ可遣候、返
事を取候而急帰候へと可申付候事、

一、飛州事、五月廿八九日之間ニ江戸を被立候、左候ハ、八日九日之比京
迄可被參候、京之やと尋候而參候へ、又何日ニ京へ御著候と承候へと申
付、京へ御著候ハ、芦村十郎左衛門を遣、先様御用を可承候、

一、川舟・海舟共ニ我等ニ御かり候、海舟之儀者はや大坂へ申遣候、人数百

人之少上、又乘馬喜定在之由ニ付而、其段はや申付候、川舟之事、我等
今度乗候舟之分[□]之[□]ことく付させ候而待可申候、下々之乗候舟ハ何
舟ニ而も可申付候、今度我等乗候やかた舟も二三艘候キ、勿論せッちん
舟もそへ可申候事、

一、我等事、六月十一日、二七日めニ而候、多分是ニ可帰候、かちを二日ニ

可参候事、但飛驒殿京之逗留無之候ハ、十一日ニ^{一日}ふりニ可参候事、

一、万ニ一我等おそキ事候ハ、御用、主馬^{加々山可成}・内膳^{高見重政}・権右衛門承可達候事、

一、海船ニ奉行を可進候へ共、舟之乗前ニハたりニ不成ものニ候間、進間敷

候、あし村^{あしむら}を大坂迄供させ可申候、

一、海舟之賄ハ此方方可申付候、川舟之も弁当なそ入させ能候ハ、芦村と

談合可申候、何用ニも飛州勝手能様ニ可仕候事、

一、豊前^{とよのへ}御上り候而可給由、可申候事、

一、荷物ハ急ニ入分ハはや舟にて廻シ、残ハるかすなき舟ニ而も不苦候事、

一、何様ニも芦村ニ相談させ、船頭ニ可申付候、謹言、

五月晦日^{寛保十一年} 越 (花押)

加々山主馬殿

坂崎内膳殿

高見権右衛門殿

11 細川忠利注文(折紙、自筆)

縦三一・四寸
横四九・〇寸

(細川忠興)
三斎様

一、御ふく 十

一、廿枚 金

一、もうせん

一、とろちやうし

一、たる 五ッ
たかのとり

一、銀 五十枚

(鳥丸光賢室、忠利妹)
万母
(明智光忠女、細川忠興側室)

(鳥丸光賢女、細川光尚室)
柀々

一、まき物 十

(立兵、ノチ細川立孝、忠利弟)
立いん

こそて 五ッ

馬・太刀

12 細川忠利書状(切紙)

縦一八・四寸
横一八・八寸

此鶴飛脚ニて急肥後所へ可遣候、已上、

肥後^{光尚}・太郎四郎状見申候、鷹無事ニ居候ハ、肥後状のことく、日向^{水野勝成}殿

へ可遣候、少も心かゝりの事候ハ、無事候、其方への状ニツ返し申候、

以上、

十一月一日 越

(可成)
加々山主馬殿

13 細川忠利書状(継紙)

縦二七・七寸
横二七・三寸

以上、

(細川忠興)
三斎様為御見廻此者差下候間、申候、

一、方々へ御返事遣候事、

一、我等事、其元へ下ル由申候哉、此方ニハ不存候、三斎様御下向、又肥後^{細川}

下^{光尚}り候ニ、何之用ニ我等下り可申候哉、其元之沙汰可申越候事、

一、木形・絵図、(酒井忠勝)讚岐殿御披露、御機嫌之由、得其意候、

一、若下ル事可在之かと、江戸ニ在之ものニ付菓子迄申越、満足候事、

一、有馬方帰り候上ハ、見計、音信可仕候事、

一、我等と右衛門佐殿島原へおそきはやきの、(徳川義直・同親意)両大納言殿・掃部殿御申候

事、聞届候、

一、今程ハ我等仕様よき様ニ申候由、心得候事、

一、宗塚・驢庵へ参申様、聞届候、(松野親美)織部宗塚へ参、加様ニ方々之取沙汰ニ而

候、間からも黒田へハ不申通候ニ、おさなかましきさた在之由、一狂成

儀ニ候、絵図之儀も上使方御前へ上り候を見候而申付候、其上人之手前

ハ間数も不存候、委細者酒因幡被見候間、(酒井忠知)因幡口を聞召可被仰上候由申

下シ候、此段宗塚へ申、おかしきさたニ而候間、此段宗塚などへハかた

り候て置候へと我等申越由、可申候事、

一、肥後事、伊豆殿方御左右可被仰候間、それ迄ハ休足可仕由御申候、定而

江戸へ得、御意ニ参たると存候、更共、はや三月一日之晩ニ熊本へ参候

条、十五日ニ熊本を立候へハ、中十三日休候間、一段よく候、此段讚岐

殿・大炊殿へ急度可申候、右之程休候間、伊豆殿御左右を待不申、罷立

由、可申候事、十五日之内ニ御左右可被仰哉ハ、不存候事、

一、御姫様御祝言ニ付而監物差下シ候ニ、具ニ申候事、

一、柳生刑部殿之事、にかゝ敷煩ニ候事、

一、柳生殿ハ勿論黒田殿と間よく候、又我等事も、黒田殿ほとニ無之候と

も、別ニあしくも候ましく候、(中川重光)中左事ハ人之申なしたるへく候、中く

左様之表裏成心なき人ニ而候、可得其意候事、

一、二月廿七日両通之書状相届、披見候、爰元別ニ替儀も無之候、謹言、

越

(寛永十五年)
三月十二日

(親委)
松野織部殿

忠利(花押)

(可改)
加々山主馬殿

横田権佐殿

14 細川忠利書状(折紙)

縦三四・〇
横四九・五

已上、

三月十七日・十八日・廿一日三通之書状、一々披見申候、此飛脚兩人、

井上筑後殿・村越七郎左衛門殿へ態進候、其心得候而持届可申候、

上様ハ弥御機嫌よく、品川・浅草御城廻切々御鷹野被遊候由、得其意候

事、

一、三斎様へ為、(酒井忠勝)上使酒讚州御出、口上之様子得其意候事、

一、有馬之城之儀ニ付而色々沙汰申越候、得其意候、とかく上使衆御下之上

ならてハ、必定ハしれましく候、我々無事候、可心易候、謹言、

越

(寛永十五年)
四月十二日

忠利(花押)

(親委)
松野織部殿

(可改)
加々山主馬殿

横田権佐殿

15 細川忠利書状(折紙)

縦三六・四
横五一・八

已上、

五月十日之書状披見候、

一、三斎様少御咳気心ニ候へ共、はや能候之由、珍重候、(細川光尚)肥後・奥も無事之

由、得其意候事、

一、柳生殿へ白はれいた五間・萌黄はれいた五間、肥後被申付、(加々山可改)主馬持参

仕、有馬表手負・死人之儀付而、(松井與長) 佐渡・頼母判形之目錄之通、口上ニ書
状之趣申入由、得其意候事、(酒井忠勝)
一、讃岐殿方自筆之状請取候、謹言、(有吉立道)

(寛永五年)
五月廿五日
越
忠利(花押)

松野織部殿
加々山主馬殿
(兵次)
田中兵庫殿

16 細川忠利書状(折紙カ)
縦一八・二二種
横五・二二種

猶々、若未逗留申候而、爰元知行なと違候共、跡々妻子之事可心易
候、已上、
便宜候間、申候、其方事、永々逗留一入太儀候、其許二人無之候間、(細川)
次第二可仕候、永々下々まで苦勞仕事ニ候、此金子百兩遣候、定而隙明次
第可帰候、随分肥後ためよき様ニ肝を煎可申事肝要候、謹言、

(寛永十五年)
六月廿五日
越
忠利(花押)

加々山主馬殿

17 細川忠利書状(折紙)
縦三三・六種
横四八・五種

以上、
大坂方我等者ニ御渡シ候加民・野々山殿方之御状、四国路風悪敷候て只
今參候、延引候へ共、持せ進之候、
一、三郎左衛門殿へ御両人方之御状、只今進之候、可然右之理可申候事、

一、我等方へ之御状并為上意奉書御両人方被下候御請、是又加民・野々山殿
へ只今進之候、

一、其元御隙明候ハ、九州衆不残島原へ可参由、御両被仰越候、御隙之明
候時分を計可参由、此方にて不知儀ニ候条、何時も得御意時分可申越
候、謹言、
(寛永七年)
六月十六日
越(花押)

加々山主馬殿
(為保)
落合勘兵衛殿
門池次郎兵衛殿

追而申候、何も九州衆不残島原へ参候哉、島原へ近衆ハ島原へ罷出、
豊後・日向之国之衆ハ小倉へ罷出候ハ、可為勝手候、但一度ニ承儀

ニ候へハ、格別之儀ニ候、思召外日向なとハ程遠候間、前かと方不被
仰遣候ハ、おそく可有御座候、此段三郎左へ可申候、又三郎左へ御
両人方之御状ニ書状を相そへ可申候へ共、其方持而参、四国路風悪敷
おそく参候由、理可申候、以上、

18 細川忠利書状(切紙)
縦一八・〇種
横九・六種

十二月十日之状見申候、以上、
正月十日
越(花押)

加々山主馬殿

19 細川忠利追而書(切紙)
縦一九・〇種
横二七・〇種

追而申候、酒讃岐殿ハ、此状之趣御存シなく候者ふしんニ候ハん間、唯今
遣候書状之返を、さぬき殿へ参可申候、次柳生但州へ状遣候間、可届候、

以上、

三月廿三日

越

(茲政)
龜井能登殿
(細川光尚)
肥後所への状、遣候、
可届候、以上、

(松野親英)
おりへ殿
(加々山可改)
主馬殿
(權臣)
權佐殿

20 細川忠利書状 (折紙)

縦三〇・三
横四五・八

尚々、此状以前ニ其元を出候者、立婦普請之儀見候ニ不及候、
小姓頭共へ之状見申候、思外はやく参著候、其元普請所大形頼母相談申候
て可帰候、人ハ追々遺事ニ候間、沢山ニ可有之候、小々姓共者迄参候へと
申付候、水のつき候様子、当座左様ニ水入候哉、しほ時時計の儀にて可有
之候、はやひき候哉、其事計聞度候、(道家立成)左近右衛門ニも此由申候て、其方と
跡先ニ罷帰候へと可申候、(河)帰ニ川尻之つゝミを能々見候て可参候、謹言、

六月四日

越 (花押)

(可改)
加々山主馬殿

21 細川忠利書状 (豎紙)

縦三三・四
横四八・五

(伊丹康勝)
播磨殿へ参可申候ハ、(兼使)萩原殿知行之事、并禁中へ御付被成候か、若又豊國
なとも被立置候ハ、加様之所之御奉行か、如何様似合敷役を被仰付、知
行も上方ニ而似合敷様ニ被仰付被下候様ニと、(権井忠勝)讃岐殿へも申候、此段何と
そ事埒此度明申候様ニ頼存候、左様之儀も不罷成候ハ、豊後之知行地形
ニ而被下候様ニ仕度候、如御存知、萩原被取候知行所ハ、御蔵納御算用之

時も萩原知行之村付ハ入申間敷候、然共、年月以八木物成を相渡シ申候

故、今以小笠原殿と配分ニ而参候故、弥仕かたく迷惑被仕候、萩原殿親吉(兼)

田事、被任侍従、禁中之御番被勤候、其儀紛無御座候間、被加公家候

ハ、忝儀候、無左候ハ、院御所様へ被付候様ニ仕度候、此儀大炊(土井)

殿・讃岐殿へ被仰届、御次而を以立、御耳様ニ頼存候、萩原儀、(稲葉)稲丹後殿

を以被、仰遣候時も、右之段申上候へハ、先此度者此前之ことと被、仰

出候キ、此度公家衆之儀万可被、仰出候間、奉頼候由、御兩人へ可被仰

候、何様過分之御知行拝領仕、何之御役も無御座候而罷有衆、日本ニ無御

座儀候、吉田之家之事なと随分被心得候、以上、

右之通、播州へ具ニ可申上候、以上、

七月十六日

越

(可改)
加々山主馬殿

22 細川忠利書状 (折紙)

縦三二・四
横四八・六

八月十七日主馬・龜丞書状披見候、
(加々山可改)
(丹羽政吉)

二年寄共より今度申越候状之一書之内、

一、阿部権兵衛さばき申、御家中惣米之利分を取立申候而、来年御普請

御家中御役人入用之積、当春書付上置申候借シ銀ニかし申候様ニ、

権兵衛ニ申付候事、

二、家中惣米利分を取立、役人ニかし可申由、見え申候、是ハ同事ニて候、

其上、右申下候ことと、道作銀之八木まで取立、上方家中借銀之米ハ相

返可然仕候間、其段年寄共へ申遣候事、

三、右ニ書上候借シ銀之通、家中惣米より取立、上候ものニかし可申由、今

度申越候、此度者物成取候而参候上ハ、不入事候、其上石・くり石・普

請道具ニ至迄悉こしらへ、石も町場へよせ、きり候てをき申候、兵糧ハ

上様より被下候、取急き候計之普請いつか仕たる事有之候哉、其上侍も
半分二仕候間、縦借銀入候共、少々仕たるへく候間、不入事と存候事、
一、年寄共へもかし候ハて不叶わけニ極候ハ、申越候ことく、惣米之内此
方ニハ不存儀候間、家中のため可然様ニ可仕候由申遣候間、惣米之利分
を出し候ニ極候ハ、我等上方之借銀ニ出候銀子之内を渡シ、上方之
借銀を家中へ借シ可申候、此儀を内證ニふくミ相談可申候、謹言、
九月七日 越

加々山主馬殿

丹羽龜丞殿

河喜多五郎右衛門殿

23 細川忠利書状(折紙)

縦三二・五種
横四六・三種

尚々、未京ニ右馬助逗留候ハ、近衛殿之心中のおく聞すへ可申
候、又女とも事、世上ニも氣のちかひ候様ニ申候哉、氣隨之様ニ京中
ニさた申候也、知人方のものニよく被聞候而可被下候、以上、

十月廿二日之書状披見候、

一、阿野殿を以、近衛殿へ申候様、又返事よく候、此度ハ一礼までにて候、

其上何事ニても主人の上をはからひ、中にて返事申候事、下々として不
成由申候ハ、きれたるにても無之候、

一、主馬ニ申候、宗如殿へ右方の段々申候而、従宗如殿松倉半平所へ飛脚に

ても使者ニても被遣候分ニ被成、御状之上包なしニ此方へ被下候ハ、
使者にても飛脚にても申付、可遣候、但半平所へハ宗如殿方態飛脚を
遣、松倉所へ如此ニ御頼候間、半平成ほと肝煎候様ニと被仰遣候様ニ可
申候、松倉所へハ態使者を被遣候分ニ御状可被遣候哉、能々宗如殿と談
合可申候事、

一、豊齋、徳勝院と談合可申なと、申越候、中く豊齋才覚ニ調申間敷候、
あしく仕なし候ハぬ様ニかたく可申候、
一、主馬ハはや先へ下可申候間、右馬助此状披見候ハ、主馬所へ可被遣
候、謹言、

越中

霜月八日

忠利(花押)

長岡右馬助殿

加々山主馬殿

24 細川忠利御書付(切紙、自筆)

縦一八・四種
横五一・八種

ふるまひノ事、はやとしより衆やとへ御かへり候て、たんかう成不申候
ハ、大炊殿へ参、上やしきせはく御さ候へとも、ちかくにてと存、申入
候、肥後拜領之しうきふるまいハ下やしきにてと存候へハ、各様、さ様
之御心へにて、此度御さ可被成よしニ候、左候ハ、七五三、五々三など
の様なる御ふるまひニ可仕哉、たゝいわひ候て、金銀ニ仕、物もまいりす
キやうニ可然哉と、可得御意候、以上

25 細川忠利御書付(竪紙、自筆)

縦三〇・四種
横四六・七種

一、端裏(結封)
一、墨引
きんノちやうし・ひさけの事、ひさけを見申候ニ、かろく候てあしく候
間、ちやうしをハもきやうニ可仕候、ゑをあく丹にて仕候ハ、可然候
也、

26 細川忠利書状(切紙、自筆)

横一四・八 縦一五・八

已上、

書状見候、夜更七郎右衛門殿へ参候事不入候、
立允無事候由、唯今申来

(チ細川立孝、忠利弟)
(松野親英)
おりへ殿
加々山可改
主馬殿

27 細川忠利御書付(切紙、自筆)

横三〇・〇 縦一〇・〇

ミかん遣覚

一、明後廿一日ニ、ひた殿へ三百可遣候間、入物可申付候、但かこ一ツかに、
二、ふんこよめ衆へ二百つゝ、ひけこ二ツ、これも廿二日ニ可遣候間、先
へ飛脚を遣おキ、かち小姓を所をくりニ可遣候、

28 細川忠利客組書上(折紙、自筆)

横二九・六 縦四六・六

三日之晩

中なこん殿
(志水五五九)
伯耆
(細川興孝九)
刑部
(坂橋成政九)
清左衛門尉
(横山重嘉九)
助進

29 細川忠利御書付(切紙、自筆)

横一四・八 縦一五・八

(加々山可改)
か、山主馬ニ此状可遣候、めてたくするく、の吉左右申越候へと可申候、
文八十六日ノ日付也、

(浅野九)
七左衛門

30 細川光尚書状(折紙)

横三六・〇 縦五一・二

扱々之見まい一入ニ候、我等一段無事ニ候、以上、
重而為見廻態差越飛脚、殊更三尺繩并菓子壺箱到来、遠路度々別而祝着
候、弥廿五日ニ可帰候間、可成其意候、猶丹羽龜丞・田辺平助可申候、謹
言、

二月廿三日

六(花押)

加々山主馬首殿

31 細川光尚書状(継紙)

横一六・六 縦一五・〇

飛脚下候間、申候、谷内蔵允年頭之為御名代罷下候二十二月三日之状、
披見候、
一、越中様御息災被成御座之由、目出度儀候、爰元別条無之候間、可心易候
事、
一、其方上候刻申上候事具ニ申上之由にて、一ツ書を以申越、一々得其意
候、(政時)
銘々返事不申候事、
一、貴田角右衛門・須佐美権丞、方々へ音信などの事我等ニ可申付候由、被
仰出候通、奉得其意、はや三右衛門などニ申付候事、
一、武田道安へ之御音信之儀、越中様御意之通、御尤奉存候、則被上候前
ニ、奥方銀子百枚為御音信遣候、御暇出、道安ハはや極月廿八日ニ被上
候、右之ニケ条之通申付候段、越中様へ可申上候事、

一、長岡式部少輔、十一月廿八日ニむすこ繁昌(繁)之由、目出度儀共候、祚夫、

越中様も事之外御満足之由、左様ニ可在之儀候、追付様子候て使者を上

ケ候間、其節式部少輔ニも祝儀ニ状なと可遣候、又佐渡守内儀(松井與長)へも祝儀

可申候事、(細川興孝) 細川忠興女、古保

一、同名刑部へ之かし銀之事、越中様御意之通申越、一々得其意候、是又

御尤之御意候、爰元ニての様子、淵底其方存之儀候付、委不申候、道具

などの儀も其方申所一段尤候、如何様備前(小立原長元)なと相談候て、様子不苦様可

仕候事、

一、野雁之羽之儀・歌伽羅之事申上候処、御鷹野々被成御帰可被下候由被仰

肥後

寛永六年
正月五日
光利(花押)

加々山主馬首殿

32 細川光尚書状(折紙)

縦三七・二種
横五二・四種

態堀平左衛門尉差下候、

一、忠利様御仕置万事無相違様ニ可相守事、

一、為国家悪敷成可申儀見聞候ハ、少も無遠慮年寄共ニ申聞□小事之大事

ニ不成様ニ相済可申事、

一、六人之者共挨拶之儀者不及申、年寄共・奉行共ニも私を不立和合仕候様

ニ可仕候、私を立不和二候へハ、為国家能様ニと存ものにてハ有間敷候

間、可得其意候、尚平左衛門尉可申候、謹言、

肥後

寛永十八年
卯月十一日
光貞(花押)

道家左近右衛門尉殿

平野九郎右衛門尉殿(長之)
丹羽(政吉)之丞殿
加々山主馬首殿(可也)
坂崎内膳正殿(成政カ)
朝山齋助殿(景吉)